



栃木県公報

平成29年
4月21日(金)
第2878号

目次

告示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 373
- 有償頒布行政資料の売払代金の収納事務の委託..... 373
- 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定..... 374
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定..... 374
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定に係る変更..... 375
- 児童相談所に置く児童福祉司の数..... 375
- 児童相談所に置く指導及び教育を行う児童福祉司の数..... 375
- 土地改良区定款変更の認可..... 376
- 土地改良区連合定款変更の認可..... 376
- 栃木県と群馬県との区域の境界に係る道路の管理の方法..... 376
- 県営住宅の家賃及び割増賃料並びに県営住宅敷地内の駐車場の使用料の徴収事務の委託..... 377

公告

- 平成29年度狩猟免許試験の実施..... 378
- 平成29年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施..... 380
- 栃木県労働委員会委員候補者の推薦..... 381
- 患畜の届出..... 382
- 土地改良区役員の退就任..... 382
- 土地改良事業の工事完了..... 384
- 公共測量の終了..... 384
- 同..... 385
- 同..... 385
- 開発行為の工事完了..... 385

監査委員

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者..... 386

告示

栃木県告示第百九十二号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十九年分補助金等から適用する。

平成二十九年四月二十一日

栃木県知事 福田 富一

産業労働観光部の部工業振興課の款とちぎ県産石材利活用促進事業費補助金の項交付の対象である事務又は事業の内容の欄第二号中「又は事業所の」を「、事業所等の」に改め、同項交付率又は金額の欄中「百万円」を「知事が別に定める額」に改める。

(工業振興課)

栃木県告示第193号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により平成29年4月1日付けで次のとおり

物品売払代金の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月21日

栃木県知事 福田 富一

- 1 委託事務の内容
有償頒布行政資料の売払代金の収納事務
- 2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称
 - (1) 主たる事務所の所在地
宇都宮市塙田1丁目1番20号
 - (2) 名称
栃木県職員生活協同組合
- 3 委託期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(文書学事課)

栃木県告示第194号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしたので、同法第19条の19の規定により次のとおり公示する。

平成29年4月21日

栃木県知事 福田 富一

1 病院又は診療所

名称	所在地	開設者名	指定年月日
いのき眼科クリニック	真岡市下高間木1-13-10	猪木 多永子	平成29年1月4日
医療法人相田婦人科内科医院	佐野市栃本町1760-1	医療法人相田婦人科内科医院	平成29年2月26日
小山整形外科内科クリニック	小山市大字雨ヶ谷824-18	医療法人健寿会	平成29年3月3日
小山整形外科内科	小山市大字雨ヶ谷753	医療法人健寿会	平成29年3月3日
医療法人社団星野会星野病院	小山市栗宮1-7-8	医療法人社団星野会	平成29年3月14日
菜の花整形外科	真岡市長田1288-1	田村 博司	平成29年3月24日

2 指定訪問看護事業者

名称	所在地	開設者名	指定年月日
訪問看護ステーションつぼみ	那須塩原市南郷屋5-163-81	株式会社ビッグワン	平成29年3月7日

栃木県告示第195号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項に規定する指定医療機関の指定をしたので、同法第24条の規定により次のとおり公示する。

平成29年4月21日

栃木県知事 福田 富一

1 病院又は診療所

名称	所在地	開設者名	指定年月日
----	-----	------	-------

やまのうち歯科医院	宇都宮市兵庫塚町9-1 プレステージみどり野1F	山之内 文彦	平成29年3月23日
-----------	--------------------------	--------	------------

2 薬局

名称	所在地	開設者名	指定年月日
荒川薬局	宇都宮市石井町2502	関谷 美代子	平成27年1月1日

3 指定訪問看護事業者等

名称	所在地	開設者名	指定年月日
訪問看護ステーション ホワイトローズ	大田原市加治屋94-106	株式会社K I N O M I	平成29年3月15日

栃木県告示第196号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第19条の規定により指定医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第24条の規定により公示する。

平成29年4月21日

栃木県知事 福田 富一

1 病院又は診療所

名称	所在地	開設者名	変更年月日
うるしばらクリニック (うるしばら内科クリニック)	足利市借宿町610-7	医療法人社団邦史会	平成29年2月27日

2 指定訪問看護事業者等

名称	所在地	開設者名	変更年月日
リハビリ訪問看護ステーションライブ	宇都宮市幕田町41 (宇都宮市五代1-1-3 M-1 201号)	合同会社リ・リーフ	平成29年2月21日
医療法人社団友志会訪問看護ステーション石橋	下野市下古山1-15-4 (下野市石橋628)	医療法人社団友志会	平成29年3月23日

※表中の（ ）内は変更前のもの

(健康増進課)

栃木県告示第197号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第2項の規定により平成29年度における児童福祉司の数を次のとおり定めたので、告示する。

平成29年4月21日

栃木県知事 福田 富一

- 1 栃木県中央児童相談所 18
- 2 栃木県県南児童相談所 15
- 3 栃木県県北児童相談所 8

栃木県告示第198号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第6項の規定により平成29年度における指導及び教育を行う児

童福祉司の数を次のとおり定めたので、告示する。

平成29年 4 月21日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 栃木県中央児童相談所 3
- 2 栃木県南児童相談所 3
- 3 栃木県北児童相談所 1

(こども政策課)

栃木県告示第199号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成29年 4 月21日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
栃 木 市 土 地 改 良 区	平成29年 4 月13日

栃木県告示第200号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区連合の定款の変更を認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第 3 項の規定により公告する。

平成29年 4 月21日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 連 合 名	認 可 年 月 日
鬼 怒 中 央 土 地 改 良 区 連 合	平成29年 3 月31日

(農地整備課)

栃木県告示第201号

栃木県と群馬県との区域の境界に係る道路の管理の方法について、道路法（昭和27年法律第180号）第19条第 1 項の規定による協議が平成29年 3 月24日成立したので、同条第 5 項の規定によりその内容を公示する。

その関係図書は、栃木県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

なお、栃木県と群馬県との境界に係る道路の管理に関する協議（昭和52年栃木県告示第120号）、栃木県と群馬県との境界に係る道路の管理に関する協議（昭和55年栃木県告示第645号）及び栃木県と群馬県との境界に係る道路の管理に関する協議（平成 7 年栃木県告示第642号）は、廃止する。

平成29年 4 月21日

栃木県知事 福 田 富 一

1 道路

道路の 種 類	道 路 の 区 域			管理者	
	路 線 名	位 置	延 長 (メートル)		
県 道	佐野古河線	栃木市藤岡町藤岡字篠山2643番の 2 地先から 栃木市藤岡町藤岡字篠山2613番の 2 邑楽郡板倉町大字北海老瀬字北7480番	} 地先まで	370.00	栃木県
		栃木市藤岡町藤岡字篠山2613番の 2 邑楽郡板倉町大字北海老瀬字北7480番			

		邑楽郡板倉町大字北海老瀬字北乙7651番地先まで		
--	--	--------------------------	--	--

2 橋りょう

道路の種類	道 路 の 区 域				管理者
	路線名	位 置	橋りょう名	延 長 (メートル)	
県道	桐生岩舟線	桐生市境野町 足利市小俣町	境橋	98.33	群馬県
同	丸山葉鹿線	太田市原宿町 足利市葉鹿町	葉鹿橋	300.20	栃木県
同	竜舞山前停車場線	太田市只上町 足利市鹿島町	鹿島橋	302.25	同
同	足利太田線	足利市借宿町 太田市高瀬町	三栗谷2号橋	3.80	同
同	中野福居線	邑楽郡邑楽町大字鶉 足利市小曾根町	小曾根橋	57.20	同
同	野田多々良停車場線	足利市高松町 邑楽郡邑楽町大字鶉	八幡橋	66.05	同
同	足利館林線	足利市瑞穂野町 館林市木戸町	落合橋	71.08	同
同	寺岡館林線	足利市野田町 館林市上早川田町	新明陸橋	96.30	同
同	佐野行田線	佐野市下羽田町 館林市下早川田町	小羽田橋	上り 43.10 下り 45.90	同
同	佐野行田線	佐野市下羽田町 館林市下早川田町	渡良瀬大橋	上り 551.80 下り 551.80	群馬県

3 トンネル

道路の種類	道 路 の 区 域				管理者
	路線名	位 置	トンネル名	延 長 (メートル)	
一般国道	120号	日光市湯元 利根郡片品村大字東小川	金精トンネル	755.00	栃木県
同	122号	日光市足尾町 みどり市東町沢入	沢入トンネル	494.00	群馬県

(道路保全課)

栃木県告示第202号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により平成29年4月1日付で次のとおり県営住宅の家賃及び割増賃料並びに県営住宅敷地内の駐車場の使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月21日

栃木県知事 福田 富 一

1 委託事務の内容

栃木県県営住宅条例（平成 9 年栃木県条例第 1 号）の規定に基づく県営住宅（大田原地区及び佐野・足利地区を除く。）の家賃及び割増賃料並びに県営住宅敷地内の駐車場の使用料の徴収事務

2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 主たる事務所の所在地

宇都宮市栄町 1 番15号

(2) 名称

栃木県住宅供給公社

3 委託期間

平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで

(住宅課)

公 告

○平成29年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定に基づく平成29年度狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第 2 項の規定により公示する。

平成29年 4 月21日

栃木県知事 福 田 富 一

1 対象者

栃木県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者。ただし、次のいずれかに該当する者は、狩猟免許試験を受けることができない。

- (1) 網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては20歳にそれぞれ満たない者
- (2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1)から(3)までに該当する者を除く。）
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 法第52条第 2 項第 1 号の規定により狩猟免許を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない者

2 狩猟免許試験の日時及び場所

日 時	会 場	会 場 所 在 地	試験を実施する 狩 猟 免 許 の 種 類	実施事務所
7 月 9 日（日） 午前 9 時30分から	清原工業団地管理センター	宇都宮市清原工業団地 15- 1	わ な 猟 免 許 第一種銃猟免許	矢板森林 管理事務所
同 上	日光市中央公民館	日光市平ヶ崎160	わ な 猟 免 許 第一種銃猟免許	県西環境 森林事務所
8 月20日（日） 午前 9 時30分から	清原工業団地管理センター	宇都宮市清原工業団地 15- 1	網 猟 免 許 わ な 猟 免 許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許	県東環境 森林事務所
同 上	県安蘇庁舎	佐野市堀米町607	わ な 猟 免 許 第一種銃猟免許	県南環境 森林事務所

8月24日(木) 午前9時30分から	県塩谷庁舎	矢板市鹿島町20-22	わな猟免許 第一種銃猟免許	矢板森林 管理事務所
同上	鹿沼市栗野コミュニティセ ンター	鹿沼市口栗野1780	わな猟免許 第一種銃猟免許	県西環境 森林事務所
10月22日(日) 午前9時30分から	清原工業団地管理センター	宇都宮市清原工業団地 15-1	わな猟免許 第一種銃猟免許	県東環境 森林事務所
同上	県那須庁舎	大田原市中央1-9-9	わな猟免許 第一種銃猟免許	県北環境 森林事務所
12月8日(金) 午前9時30分から	県那須庁舎	大田原市中央1-9-9	わな猟免許 第一種銃猟免許	県北環境 森林事務所
同上	県安蘇庁舎	佐野市堀米町607	わな猟免許 第一種銃猟免許	県南環境 森林事務所

3 試験の内容

狩猟免許の種類ごとに狩猟に関する適性、技能及び知識について行い、その内容は次のとおりである。
なお、技能試験は、適性試験及び知識試験に合格した者を対象とする。

試験科目	内 容
適性試験	1 視力 2 聴力 3 運動能力
技能試験	1 猟具の判別（第一種、第二種銃猟免許を除く。） 2 猟具の架設（第一種、第二種銃猟免許を除く。） 3 猟具の取扱い（網猟、わな猟免許を除く。） 4 鳥獣の判別 5 距離の目測（網猟、わな猟免許を除く。）
知識試験	1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令に関する知識についての筆記試験 2 猟具に関する知識についての筆記試験 3 鳥獣に関する知識についての筆記試験 4 鳥獣の保護及び管理に関する知識についての筆記試験

4 受験申請手続

受験申請者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 狩猟免許申請書
- (2) 写真1枚（申請日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- (3) 住民票の写し（マイナンバーの記載がないもの。複写、コピーしたものは不可。）
- (4) 銃の所持許可を現に受けている者については、当該許可証の写し
- (5) 銃の所持許可を現に受けていない者については、1の(2)から(4)までのいずれにも該当しない者であることを証明する医師の診断書（申請日前3月以内のもの）

5 受験申請場所

申請者の住所地を管轄する各環境森林事務所又は矢板森林管理事務所

6 受験申請期間

試験の実施日の20日前から10日前まで（ただし、受付期間の最終日が週休日又は休日に当たるときは、その前日まで）

7 試験手数料

狩猟免許申請書に次の金額の栃木県収入証紙を貼付すること。

- (1) 申請に係る狩猟免許と異なる狩猟免許を現に受けている者 3,900円
- (2) (1)以外の者 5,200円

8 その他

(1) 狩猟免許申請書の用紙は、一般社団法人栃木県猟友会各支部、各環境森林事務所又は矢板森林管理事務所に請求すること。

なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書請求」と朱書し、返信用封筒（宛先を明記し、82円切手を貼付したもの）を同封すること。

(2) この試験についての問合せは、栃木県環境森林部自然環境課、各環境森林事務所、矢板森林管理事務所、一般社団法人栃木県猟友会又は猟友会各支部に行うこと。

○平成29年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定に基づく平成29年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第59条第2項において準用する同令第51条第2項の規定により公示する。

平成29年4月21日

栃木県知事 福田 富一

1 対象者

- (1) 栃木県内に住所を有し、狩猟免許の有効期間が平成29年9月14日をもって満了する者
- (2) 栃木県内に住所を有し、種類及び有効期間が満了する日の異なる複数の狩猟免許を受けている者は、当該狩猟免許のうちいずれかの有効期間が平成29年9月14日をもって満了する場合は、満了する狩猟免許以外の狩猟免許も更新することができる。

2 適性検査及び講習の日時及び場所

日 時	会 場	会 場 所 在 地	実 施 事 務 所
6月13日（火） 午前9時から	県塩谷庁舎	矢板市鹿島町20-22	矢板森林管理事務所
6月16日（金） 午前9時から	日光市中央公民館	日光市平ヶ崎160	県西環境森林事務所
6月18日（日） 午前9時から	県那須庁舎	大田原市中央1-9-9	県北環境森林事務所
6月20日（火） 午後1時30分から	県河内庁舎	宇都宮市竹林町1030-2	県東環境森林事務所
6月22日（木） 午後1時30分から	県南那須庁舎	那須烏山市中央1-6-92	県北環境森林事務所
6月24日（土） 午後1時から	鹿沼市北押原コミュニティセンター	鹿沼市縦山162-2	県西環境森林事務所
7月4日（火） 午後1時30分から	真岡市青年女性会館	真岡市田町1344	県東環境森林事務所
7月7日（金） 午前9時から	県安蘇庁舎	佐野市堀米町607	県南環境森林事務所
7月30日（日） 午前9時から	県安蘇庁舎	佐野市堀米町607	県南環境森林事務所
9月3日（日） 午後1時30分から	清原工業団地管理センター	宇都宮市清原工業団地15-1	県東環境森林事務所

3 適性検査及び講習の内容

区 分	内 容
適 性 検 査	1 視力 2 聴力 3 運動能力
講 習	1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 2 猟具の取扱い 3 鳥獣の判別 4 鳥獣の保護及び管理

4 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 狩猟免許更新申請書
- (2) 写真1枚（申請日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- (3) 住民票の写し（マイナンバーの記載がないもの。複写、コピーしたものは不可。）
- (4) 銃の所持許可を現に受けている者については、当該許可証の写し
- (5) 銃の所持許可を現に受けていない者については、次のいずれかに該当する者でないことを証明する医師の診断書（申請日前3月以内のもの）

ア 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者

イ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

ウ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（ア又はイに該当する者を除く。）

5 狩猟免許更新申請場所

申請者の住所地を管轄する各環境森林事務所又は矢板森林管理事務所

6 狩猟免許更新申請期間

適性検査及び講習の実施日の20日前から10日前まで（ただし、受付期間の最終日が週休日又は休日に当たるときは、その前日まで）

7 狩猟免許更新手数料

狩猟免許更新申請書に2,900円分の栃木県収入証紙を貼付すること。

8 その他

- (1) 狩猟免許更新申請書の用紙は、一般社団法人栃木県猟友会各支部、各環境森林事務所又は矢板森林管理事務所に請求すること。

なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書請求」と朱書し、返信用封筒（宛先を明記し、82円切手を貼付したもの）を同封すること。

- (2) この適性検査及び講習についての問合せは、栃木県環境森林部自然環境課、各環境森林事務所、矢板森林管理事務所、一般社団法人栃木県猟友会又は猟友会各支部に行うこと。

（自然環境課）

○栃木県労働委員会委員候補者の推薦

栃木県労働委員会の現委員の任期は、平成29年7月23日をもって満了となるので、次期委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、次のとおり使用者委員候補者又は労働者委員候補者の推薦を求める。

平成29年4月21日

栃木県知事 福田 富 一

1 推薦資格を有する者

(1) 使用者委員候補者を推薦することができる者は、栃木県内にのみ組織を有する使用者団体で、労働問題に関する事務をその業務の主要な部分とするものとする。

(2) 労働者委員候補者を推薦することができる者は、栃木県内にのみ組織を有する労働組合で、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合するかどうかの審査（以下「資格審査」という。）を受け、これらの規定に適合する旨の栃木県労働委員会の証明を受けたものとする。

2 推薦される者の資格

使用者委員候補者又は労働者委員候補者に推薦された者が次に掲げる者であるときは、栃木県労働委員会の委員になることができず、又は制限される。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 国会法（昭和22年法律第79号）、国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）等の規定によって兼職禁止の制限を受ける者

3 推薦期間

平成29年5月12日（金）から同年6月12日（月）まで

4 推薦方法

(1) 使用者委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、所定様式の推薦書に所要事項を記載し、推薦期間内に労働政策課又は所轄労政事務所へ提出すること。

(2) 労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、所定様式の推薦書に所要事項を記載し、当該推薦書に労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の栃木県労働委員会の証明書を添えて推薦期間内に労働政策課又は所轄労政事務所へ提出すること。

5 その他

(1) 推薦する使用者委員候補者及び労働者委員候補者の数に制限はありません。

(2) 使用者委員候補者及び労働者委員候補者の推薦書の用紙は、労働政策課又は各労政事務所に準備してあります。

(3) 推薦手続に関し不明な点については労働政策課又は各労政事務所に、労働組合の資格審査については栃木県労働委員会事務局にそれぞれ問い合わせてください。

（問合せ先）

労働政策課	電話028-623-3218	宇都宮労政事務所	電話028-626-3053
小山労政事務所	電話0285-22-4032	大田原労政事務所	電話0287-22-4158
足利労政事務所	電話0284-41-1241	労働委員会事務局	電話028-623-3337

（労働政策課）

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成29年4月21日

栃木県知事 福田 富一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転帰
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	市貝町	平成29年4月12日	法令殺

（畜産振興課）

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成29年4月21日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日	
間々田乙女 土地改良区	監 事		吉野 孝男	小山市間々田1211		29.4.1	
真 岡 市 土地改良区	理 事	山口 嘉治		真岡市下籠谷2227	28.8.31		
	〃		石川 武男	〃 〃 253-2		29.4.1	
那 須 町 土地改良区	理 事	鮎ヶ瀬照夫		那須郡那須町大字高久甲3535	29.3.31		
	〃	益子 一治		〃 〃 大字横岡138	〃		
	〃	菊地 一男	菊地 一男	〃 〃 大字寺子丙25-1	〃	29.4.1	
	〃	大平 康市	大平 康市	〃 〃 大字寺子乙2481	〃	〃	
	〃	星 和一	星 和一	〃 〃 大字豊原丙2290-1	〃	〃	
	〃	高久 道明	高久 道明	〃 〃 大字寺子乙1583	〃	〃	
	〃	葉袋 治雄	葉袋 治雄	〃 〃 大字豊原丙4744	〃	〃	
	〃	相馬 和至	相馬 和至	〃 〃 大字高久甲5175-3	〃	〃	
	〃	常盤 隆	常盤 隆	〃 〃 大字寺子乙254	〃	〃	
	〃	鈴木 隆	鈴木 隆	〃 〃 大字寄居1856	〃	〃	
	〃		相馬 勝一	〃 〃 大字高久甲2965	〃	〃	
	〃		池田 一	〃 〃 大字芦野2653-1	〃	〃	
	〃	監 事	大森 正広		〃 〃 大字高久丙816	29.3.31	
	〃	〃	高藤 昭夫		〃 〃 大字高久甲2962	〃	
	〃	〃	高久 富男		〃 〃 大字寺子乙673-114	〃	
	〃	〃		石川 三男	〃 〃 〃 3933		29.4.1
〃	〃		高久 克巳	〃 〃 大字漆塚480		〃	
〃	〃		星野 勝男	〃 〃 大字寺子丙105		〃	
栃 木 市 土地改良区	理 事	瀬下 宏		栃木市大皆川町208-1	29.2.28		
	〃	横山 富男		〃 梅沢町822-1	29.3.31		
	〃	久保 弘		〃 〃 392	〃		
	〃	塩田 宏		〃 吹上町411	〃		
	〃	増茂 政雄		〃 宮町348-3	〃		
	〃	高久 邦男		〃 千塚町85	〃		
	〃	川中子享司		〃 高谷町343-1	〃		
	〃	大塚 徳己		〃 大塚町3097	〃		
	〃	篠崎 藤重	篠崎 藤重	〃 尻内町306	〃	29.4.1	
	〃	石川 雅章	石川 雅章	〃 鍋山町84	〃	〃	
	〃	田中 芳男	田中 芳男	〃 〃 649	〃	〃	
	〃	野尻 徳雄	野尻 徳雄	〃 川原田町907-1	〃	〃	

理 事	野尻 甚一	野尻 甚一	栃木市川原田町609- 2	29. 3 .31	29. 4 . 1
〃	渡辺喜三郎	渡辺喜三郎	〃 新井町727	〃	〃
〃	中田 芳宏	中田 芳宏	〃 大塚町2214	〃	〃
〃	若色 昭松	若色 昭松	〃 〃 1000- 1	〃	〃
〃	島田 秀夫	島田 秀夫	〃 国府町14	〃	〃
〃		川田 佐一	〃 梅沢町29		〃
〃		影山 健治	〃 尻内町794		〃
〃		高久 守	〃 野中町852- 1		〃
〃		猪野 廣治	〃 皆川城内町974		〃
〃		増山 登	〃 千塚町1026		〃
〃		久保 孝明	〃 宮町334		〃
〃		新村 芳弘	〃 高谷町337- 2		〃
〃		長 昌光	〃 惣社町1920		〃
監 事	宇賀神武治		〃 梓町75	29. 3 .31	
〃	臼井 修身		〃 川原田町1437	〃	
〃	川中子利夫		〃 高谷町193- 2	〃	
〃		細川 茂	〃 尻内町604		29. 4 . 1
〃		巻島 勘一	〃 大皆川町254		〃
〃		飯島 稔	〃 大塚町411		〃

○土地改良事業の工事完了

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業について工事完了の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成29年 4月21日

栃木県知事 福 田 富 一

事業主体名	事業名	完了年月日
栃木市土地改良区	応急工事泉川地区（災害復旧）	平成29年 3月27日
栃木市土地改良区	応急工事大皆川地区（災害復旧）	平成29年 3月27日

（農地整備課）

○公共測量の終了

平成28年10月11日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、さくら市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成29年 4月21日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業地域

さくら市全域

3 作業期間

平成28年10月31日から平成29年 3 月24日まで

○公共測量の終了

平成28年11月 8 日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、小山市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

平成29年 4 月21日

栃木県知事 福 田 富 一

1 作業種類

公共測量（修正測量）

2 作業地域

小山市地内

3 作業期間

平成28年10月11日から平成29年 3 月17日まで

○公共測量の終了

平成28年10月28日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、日光市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

平成29年 4 月21日

栃木県知事 福 田 富 一

1 作業種類

公共測量（デジタル撮影）

2 作業地域

日光市

3 作業期間

平成28年10月12日から平成29年 3 月31日まで

(監理課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成29年 4 月21日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字梁字細町200番 2	栃木市富士見町 3 番27号	稲 葉 弘 美
さくら市氏家字大野3255番11、3256番14、3256番15、3256番68	宇都宮市大通り四丁目 3 番18号	グランディハウス株式会社
下都賀郡壬生町大字国谷字内畑644番 1、645番 1、646番 1、647番 1、648番 1	下都賀郡壬生町大字国谷840番地 1	学校法人真照寺学園
下都賀郡壬生町大字上稲葉字植木川原1205番 1の一部、1205番 2、1206番 1の一部	茨城県結城市大字結城10743番地12	株式会社サンライズ

(都市計画課)

監 査 委 員

栃木県監査委員告示第8号

包括外部監査人鎌形俊之の監査の事務を補助する者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成29年 4月21日

栃木県監査委員	佐藤良
同	亀田清
同	金井弘行
同	石崎均

監 査 の 事 務 を 補 助 す る 者		監査の事務を補助できる期間
氏 名	住 所	
森 正 人	足利市江川町4丁目3番地4	平成29年4月21日から 平成30年3月31日まで
佐藤健二	宇都宮市西川田町908番地2メゾネット・ヒロA棟1号	平成29年4月21日から 平成30年3月31日まで
小林裕史	佐野市米山南町53番地26	平成29年4月21日から 平成30年3月31日まで
鈴木公泉	宇都宮市材木町5丁目5番地材木町ヴィラージュマンション601	平成29年4月21日から 平成30年3月31日まで